

平成17年12月28日

各位

株式会社 りそな銀行  
大阪府中小企業信用保証協会

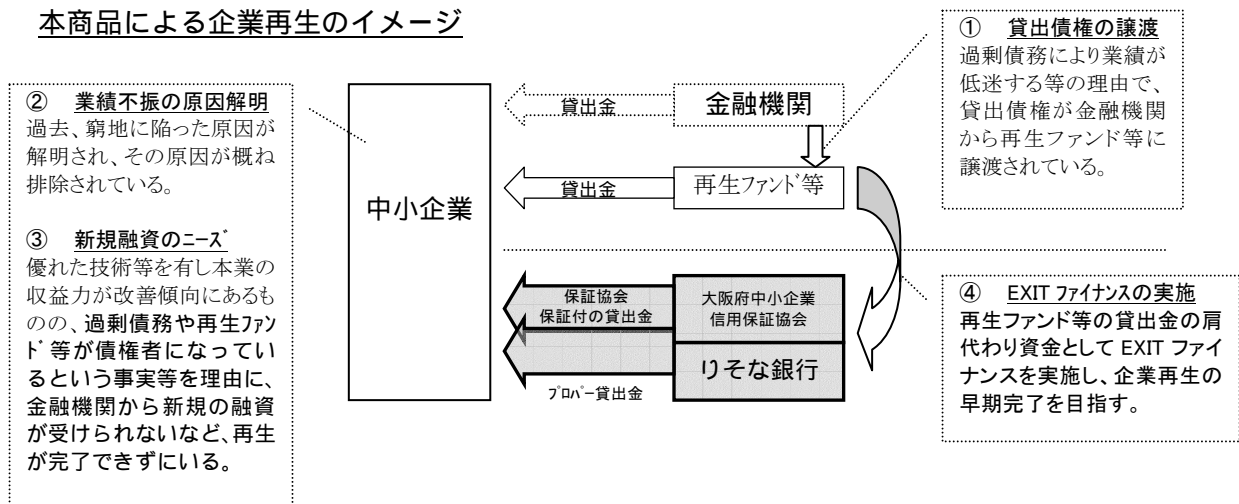
中小企業向け EXIT ファイナンス分野における提携商品の創設について  
～ りそな銀行専用提携商品「りそなターンアラウンド保証」の取扱開始～

りそなグループのりそな銀行（社長 野村 正朗）と大阪府中小企業信用保証協会（理事長 鹿嶽 宰）は、中小企業の再生支援を通じた地域経済の活性化に寄与すべく、中小企業向け EXIT ファイナンスの分野において、提携商品「りそなターンアラウンド保証」（略称：りそな T A 保証）を創設することで基本合意し、平成 18 年 1 月 10 日（火）より取扱を開始いたします。

中小企業向け EXIT ファイナンスの分野で、金融機関と大阪府中小企業信用保証協会が提携するのは初めての取り組みとなります。

具体的には、貸出債権が金融機関から再生ファンド等に譲渡された後、本業の収益力が改善傾向にあるものの、過剰債務等の理由により金融機関から新規の融資を受けられない中小企業に対して実施する EXIT ファイナンスを、りそな銀行が大阪府中小企業信用保証協会の保証付融資「りそなターンアラウンド」と、りそな銀行プロパー融資との協調融資で実施するものです。EXIT ファイナンスで再生ファンド等の貸出金を肩代わり、企業再生の早期完了を目指します（EXIT ファイナンスの実施から概ね 3 年以内で、当該企業の債務者区分が正常先となることを見込んでいます）。

本商品による企業再生のイメージ



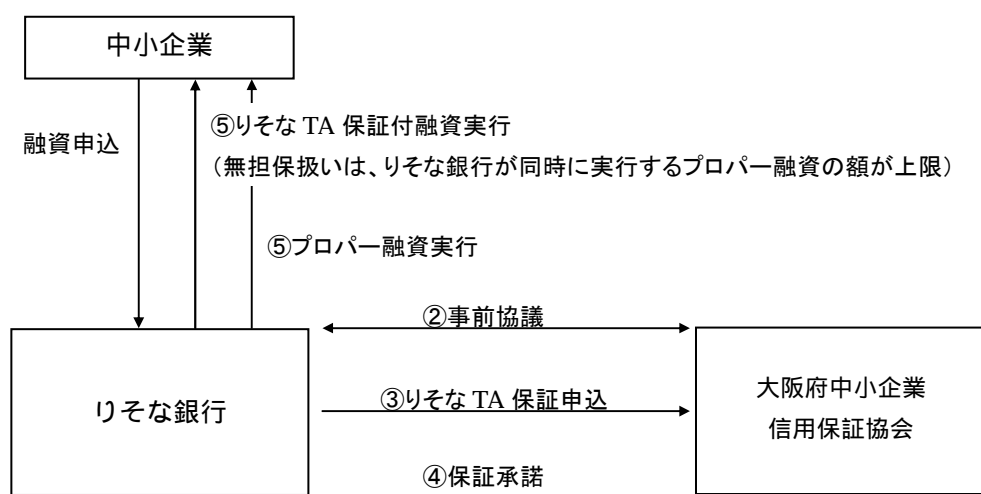
大企業、大口貸出先を中心とした企業再生では、デットエクイティスワップや債権放棄といった様々なスキームが実行され、既にその成果（出口）が現れ始めています。りそな銀行と大阪府中小企業信用保証協会は、本商品の活用により、「中小企業の再生」に向け、その具体策の選択肢を広げるとともに、スピードと実効性を高めてまいります。

以上

## (提携保証制度の概要)

名称	りそなターンアラウンド保証（略称：りそなTA保証）
資金用途	債務免除等を伴う借換資金を含む運転資金（EXITファイナンス・DIPファイナンス）
保証の対象となる中小企業	以下の1）から3）の要件をすべて満たす中小企業者（組合を除く）。 1）過剰債務等にて業績が低迷するなどの理由で、貸付債権が金融機関から再生ファンド等に譲渡されていること。 2）金融機関から企業再生に向けた取引の支援が得られ、かつ金融機関が以下のから のすべての要件を満たすと判断していること。 過去窮地に至った原因が解明され、その原因が概ね排除されていること。 金融機関の指導により策定若しくは検証された経営改善計画に基づき、適切な経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること。 経営者が企業再生に向けて真摯に取り組む姿勢を有し、取引金融機関、信用保証協会に対して経営上の情報開示に積極的であること。 3）民事再生・会社更生・商法上の会社整理及び私的整理のガイドラインに基づく再生計画途上の企業でないこと。
保証金額	最大 280 百万円（うち無担保最大 80 百万円） 但し、売掛債権担保融資保証で取扱う場合は、100 百万円を限度とする別枠にて利用できます。 また、りそな銀行が同時期にイグジット・ファイナンスとして実行するプロパ - 貸付との協調融資とし、無担保の場合は、プロパ - 貸付金額を上限とする。
保証期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）但し、無担保は 7 年以内
金利	りそな銀行所定の金利
担保等	原則として物的担保を要することとし、条件担保で取扱うものとする。 但し、本制度の貸付における担保による保全割合は、原則としてりそな銀行が同時期に実行するプロパ - 貸付の保全割合と同等以上となるものとする。 （りそな銀行によるプロパー融資が無担保の場合は、本商品も無担保のみも可能） 売掛債権担保を担保取得する場合は、「売掛債権担保融資保証」を利用するものとします。
保証人	要します。法人の場合、代表者を連帯保証人とします
保証料率	大阪府中小企業信用保証協会所定料率

## (スキーム)



以上